

ウクライナからの「避難民」は、はや1000人を超えた。この「特例的受け入れ」は、難民・避難民受け入れ実績の淋しい日本では「画期的」に見える。ただ、二つ問題がある。一つは、「特例的受け入れ」の法的基盤が不明確なこと。明確な制度に則っていないので、避難民の立場からは先の見通しが立たない、という問題もある。もう一つは、「本来の難民」の受け入れが伸び悩む中で、「避難民」受け入れだけが肥大化することは、明らかに均衡を失しているとの批判。「本来の難民」受け入れの方も、否(こち)ろこそ着実に拡充するべきだ、と多くの識者は訴える。

避難民の選定を可能に
このうち「難民」の件については別の機会に譲り、本稿では、「避難民」に絞って話を進める。この「避難民」の特例的受け入れにつき、4月13日に岸田首相はこう述べた。ウクライナからの避難民受け入れを踏まえ、条約上は難民に当たらないが、人道的見地から受け入れが妥当な人を「難民」に準ずる形で受け入れることを期し、「準難民」制度の創設を検討している、と。

「本来の難民(第1カテゴリ)」とは別に、第2カテゴリを設け

元駐パチカン大使
文明論考家

上野 景文

Viewpoint

ウイグル人も忘れるな

「特定避難民」制度創設を

国家戦略・外交的配慮を最優先



ことが可能となる。この第2カテゴリは、第1カテゴリ(難民)とは趣旨・性格が異なるので、混乱を避けるべく「準難民」との呼称は避け、「特定避難民」としたらよい。

言うまでもなく、日本から見ると、最重要な戦略的関心事は、国際社会全体に脅威を与えている中国およびロシアに厳しく向き合うことだ。「特定避難民」の選定についても、この2国の暴虐性

人権蹂躪を遙かに超えるレベルで、しかも「点」ではなく「面」で、民族・文化の「圧殺」を行っている。

従って、犠牲となっているウイグル人、内モンゴル人、ウクライナなどに明確な「特定避難民」枠を与えることを宣言することは、人道上好ましく、国策的にも、賢策と信じる。筆者は当欄で、ウイグル人、アフガン人等に「特別枠」を与えるべき旨を主張した昨年12月14日付が、改めて、同様の供与を政府に求めたい。

「目に見える外交」期待

ウイグルなどの「避難民」受け入れは、効果が曖昧な経済制裁などよりは、余程実体的意味がある。また、エジプトやタイなどに避難したウイグル人の中には本国へ強制送還された人が多数いる。日本への「横滑り」を望んでいるティ・アスポラ(海外避難民)が多いことも視野に入れる必要がある。中国を刺激するこへの慎重論があることは承知するが、外交の要諦は、(時として)相手の嫌がることを敢行することにある。岸田政権が、きちっと「旗」を掲げることで、「顔の見える外交」を進めることを期待したい。

ようというこの話、方向性は評価し得る。そこで一つ提言がある。この第2カテゴリ(特定避難民)は、私は、国家戦略の視点を踏まえ、日本外交に資するような形で避難民を選別できるような制度にすべきと考える。従来の議論は国家戦略の視点が欠落していた。私の意見を踏まえれば、図式的にはこういうことになる。

第1カテゴリ(本来の難民)……人権、人道ファースト……政治的配慮を排し、法務省が、純粹に人道的観点から判断する。

第2カテゴリ(特定避難民)……国家戦略、外交的配慮ファースト……国家安全保障局なり外務省なりが主導し、日本の国際戦略に沿う形で、制度設計をする。

すなわち、前者では、迫害を受ける恐れがあるかを事案ごとに精査することから、出身国と日本の関係性は問われないのに対し、後者は、(拙案をベースとすれば)国家戦略がベースとなるので、「特定国」に絞って避難民を選定する

を念頭に置くことは、国家戦略に適う。

このうち中国は、ウイグル人、内モンゴル人、チベット人などの文化、宗教、言語を事実上剥奪しつつある。折しも、5月24日に米・ゼンツ博士が公開した資料により、新疆における異常な収容施設の実態が一層明らかになった。ロシアについても、ウクライナ人の集団的虐殺の実態は目を覆うばかりだ。つまり、両国とも、通常の

(上野の)かげふみ

(5月25日記)

ORINION